

長野県消費生活条例の一部改正案（消費生活センターの名称、位置及び担当区域の変更）について

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

1 改正の理由及び内容

令和7年4月の組織改正に伴い、県消費生活センターの名称、位置及び担当区域に関する事項を改める。

2 組織改正の概要

社会情勢の変化によって複雑化・高度化する消費者相談に対応するため、長野県第3次消費生活基本計画（令和5年度～令和9年度）において、県消費生活センターの集約による機能強化が位置付けられたことを踏まえ、令和7年4月に県内4か所（長野市、松本市、飯田市及び上田市）に設置している県消費生活センターを1か所（松本市）に集約化し、機能強化を図る。

集約後のセンターの名称を「長野県消費生活センター」とする。

3 施行期日

令和7年4月1日